

令和2年度第10回

南国市農業委員会議事録

令和3年1月8日（金）

令和2年度第10回農業委員会議事録

日 時 令和3年1月8日（金） 午後1時30分～午後2時5分

場 所 南国市役所 4階 大会議室

議 題 (1) 農地法第3条の規定による許可申請の件

(2) 農地法第5条の規定による許可申請の件

(3) 南国市農用地利用集積計画の件

議題外 (1) 農地法第3条の3の規定による届出の件

(2) 農地法第3条の規定による許可の取り消し願いの件

(3) 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の件

(4) 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件

(5) 使用貸借の合意解約通知の件

(6) 非農地証明願いの件

(7) 南国市農用地利用集積計画の内容変更の件

出席者（農業委員 18名）

会長 武市 憲雄	第一副会長 高芝 澄生	第二副会長 中村 和雅	
2番 池 正人	3番 田岡 崇	4番 山本 桂	5番 今井 まち
6番 北村 一弘	10番 武市 忠雄	11番 末政 隆一	12番 平田 修三
13番 濱田 好典	14番 鈴木 郁馬	15番 濱田 章孝	16番 垣内 育男
17番 松岡 清	18番 森尾 晴代	19番 植野 永子	

欠席者（農業委員 1名）

7番 面井 一成

出席者（農地利用最適化推進委員 15名）

1番 西本 良平	2番 岩原 英幸	3番 門田 俊一	4番 笥 和幸
5番 金田 善充	6番 門田 理博	7番 利岡 邦彦	8番 西岡 祐三
9番 山本 修平	10番 北原 章吾	11番 山北 泰司	12番 杉本 和繁
13番 武内 俊暁	15番 岡田 廣志	16番 橋詰 昌明	

欠席者（農地利用最適化推進委員 2名）

14番 浜田 勉 17番 井上 丈夫

出席職員

事務局長 弘田 明平	次長兼係長 藤田 佳子
主 査 五十嵐 裕一	

議事録署名委員

16番 垣内 育男 17番 松岡 清

会長	明けましておめでとうございます。昨年度はコロナで始まり、コロナで終わった1年でございましたが、本年につきましては皆様方の良い年になりますよう、心からご祈念を申し上げます。皆様方にとっては良い年を迎えられたことと思います。心よりお慶び申し上げます。さきほども冒頭に話を出しましたが、コロナが非常に流行っておりまして、昨日は非常事態宣言も出されましたが、一日も早く終息しますようお祈りを申し上げます。皆様にとっては本年も農業者にとっての代表として1年間頑張ってもらいたいと思います。コロナで農産物も低迷しておりましたが、今年は少しでも回復して1年間が終わりますよう、皆様にとっての1年が良いものになりますよう、簡単ではありますが挨拶とさせていただきます。本年もよろしくお願いいたします。それではただいまから本年初めての定例総会を始めます。欠席届出が7番の西井委員、4番の山本委員は遅れてきます。推進委員は14番の浜田勉委員、17番の井上委員から連絡がありました。本日の議事録署名人は16番の垣内委員と17番の松岡委員、よろしくお願いいたします。今月の現地確認は1月21日、木曜日13時に事務局集合でお願いします。13番の濱田委員、14番の鈴木委員、推進委員は13番の武内委員でよろしくお願いいたします。本日の議案につきましては農地法第3条の規定による許可申請の件、農地法第5条の規定による許可申請の件、南国市農用地利用集積計画の件の3件です。なお、協議事項として南国市機械銀行料金決定の件、総会後に農地パトロール報告会そして人・農地プランの件があります。それでは議案に入ります。議案第1号、農地法第3条権利移動許可申請について下記のとおり受理しましたので、農地法第3条第1項の規定により許可してよろしいか審議を願います。令和3年1月8日、南国市農業委員会、会長、武市憲雄。申請受理件数6件、申請受理面積、田5,999㎡、畑4,215㎡、計10,214㎡。事務局説明をお願いいたします。
藤田次長	議案第1号、農地法第3条権利移動許可申請について説明いたします。議案書2ページをご覧ください。受付番号60号です。譲受人は44歳。申請地は植田の田で、3筆で計1,358㎡。売買による所有権移転で、経営面積を拡張するものです。譲受人の経営農地は全て耕作されています。譲受人はトラクターなどを所有しており、農作業歴は3年です。農作業には本人が従事しています。譲受人の経営面積は5,000㎡を超えていることから、下限面積要件を満たしています。取得後はブルーベリーと水稻を作るとのことなので、周辺の農地に影響を与えることはないということです。60号については以上です。 受付番号61号です。譲受人は52歳。申請地は上末松の田、2筆で計997㎡。売買による所有権移転で、申請地は自宅の前で耕作に便利であるため取得するものです。譲受人の経営農地はすべて耕作されています。譲受人はトラクターなどを保有しており、農作業歴は20年です。農作業には本人と父と母が従事しています。譲受人の経営面積と申請地を足すと5,000㎡を超えることから、下限面積要件を満たしています。取得後は水稻を作

	るということなので、周辺の農地に影響を与えることはないということです。61号については以上です。 次の受付番号62号と63号については譲受人が同じため、まとめて説明します。譲受人は76歳。申請地は、62号は浜改田の畑、5筆で計3,231㎡。63号は、国分の田畑7筆で計2,931㎡。売買による所有権移転で、62号については、自宅に近く耕作に便利のため、また、63号については経営面積を拡張するものです。譲受人の経営農地は山林化した土地を除き、全て耕作されています。譲受人はトラクターなどを保有しており、農作業歴は50年です。農作業には本人と妻と子が従事しています。譲受人の経営面積は5,000㎡を超えていることから、下限面積要件を満たしています。取得後は、田では水稻を、畑では野菜・果樹を作るとのことなので、周辺の農地に影響を与えることはないということです。62号と63号については以上です。 受付番号64号です。譲受人は77歳。申請地は亀岩の田、977㎡。売買による所有権移転で、自宅からも近く、また自作地の隣で耕作に便利のため取得し、経営面積を拡張するものです。譲受人の経営農地は山林化している土地を除き、全て耕作されています。譲受人はトラクターなどを所有しており、農作業歴は17年です。農作業には本人が従事しています。譲受人の経営面積は5,000㎡を超えていることから、下限面積要件を満たしています。取得後は水稻と野菜を作るとのことなので、周辺の農地に影響を与えることはないということです。64号については以上です。 受付番号65号です。こちらの案件については、昨年11月に3条許可をとった申請地が誤っていたため、その許可を取消して、改めて正しい申請地により許可をとりなおすものです。譲受人は82歳。申請地は堀ノ内の田、720㎡。売買による所有権移転で、借入地を取得するものです。譲受人の経営農地は全て耕作されています。譲受人はトラクターなどを所有しており、農作業歴は60年です。農作業には本人と妻と子の妻と孫が従事しています。譲受人の経営面積は、申請地を足すと5,000㎡を超えることから、下限面積要件を満たしています。申請地にはハウスがあり、今までと同様に野菜を作るとのことなので、周辺の農地に影響を与えることはないということです。なお、3条許可の取消しについては、議案書の21ページの報告第2号にのせています。以上60号から65号まで、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると思われます。審議よろしく願いいたします。
会長	事務局より説明がございました。この件についてご質問、ご意見ございませんか。 (質問・意見なし)
会長	ないようでございますので、農地法第3条第1項の規定により許可してよろしいでしょうか。

会長	(「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい。そのように取扱いをいたします。つづきまして議案第2号、農地法第5条権利移動許可申請について、農地法第5条の規定による許可申請を下記のとおり受理しましたので、農地法第5条第3項の規定による意見書を付けて高知県知事に送付してよろしいか審議を願います。令和3年1月8日、南国市農業委員会、会長、武市憲雄。申請受理件数1件。申請受理面積、田 5,421 m²、畑 0、計 5,421 m²。事務局説明をお願いいたします。
五十嵐主査	議案第2号を説明します。議案書は5ページの受付番号48号です。資料は別紙位置図の1ページです。申請地は南国市田村の田、6筆で5421 m²。賃借権を設定して、砂利採取を行うものです。転用期間は許可日から1年間です。それでは本件の立地基準、一般基準をお伝えします。資料ですが、封筒に同封しておりました両面刷りのA4の資料をお手元をお願いします。一応、前のほうにも映してはおりますので。資料の右肩に立地基準と書いたものから確認願います。まず申請地の農地区分は、農用地区域内の農地です。このため転用は原則不許可ですが、例外規定に該当する場合は立地基準を満たします。その例外規定ですが、用紙の下段に書いております、以下1と2に該当するものは許可が可能という規定があります。一つ目が、最長3年間の一時的な利用に供するために行うものであること。この点は、1年間の許可期間という中で最終的には農地に復元することが確約されておりますので問題ありません。つぎに二番目の南国市農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすことがないこと。この点に関しましては南国市農林水産課のほうに照会をかけており確認済みです。周辺農地に悪影響がないこと、また農地へ復元するという条件が満たされれば支障を及ぼすおそれがないと判断されています。以上のことから1と2を満たすことで立地基準を満たしていると判断します。つづいて土地利用計画については別紙2ページになります。まず申請地への進入に関しては北側市道から1か所、敷地内には表土置き場、水切り場などを掘削箇所にあわせながら設置します。また敷地外周には安全施設を配置します。掘削箇所につきましては別紙の3ページです。掘削箇所につきましては南北の市道から5mの、東西の隣地からは2mと、砂利採取法による保安距離を設けます。つづきまして断面図は4ページに載せております。掘削時の最大の深さは図面のとおり7mとなります。以上が利用計画になります。それでは配布資料裏面の一般基準についてご確認ください。まず1資力、3他法令見込み、4抵当権者からの同意は確認をしています。周辺営農への影響については、建築物等の設置はないため日照・通風の影響はなし、2排水計画は、雨水自然浸透により他農地への流入がないことから影響なしと現地確認で判断しています。3その他、隣接農地の所有者そして申請地を管轄する土地改良区からの同意を得ています。本件は以上です。
会長	事務局より説明がございました。この件についてご質問、ご意見ございませんか。

山北推進委員	周辺農地への悪影響についての、3その他の件ですが、ちょっとこの辺りはよく砂利採取をしているんですけど、10tダンプがよく通るんですけど、この農道の使用許可は含まれていますか。
会長	事務局。
五十嵐主査	山北委員が言われています、進入の農道というのはどの道になりますか。
山北推進委員	滑走路の下を通っている道で、この周辺をダンプが通るんですよね。そこから農道を通って空港右の管理道を通るといことですか。
五十嵐主査	ダンプはまずこの別紙2ページの土地利用計画を見てくださいなんですが、まず申請地への進入は北側道路になっていまして、こちらは南国市が管理する市道になってます。他法令に書いてますように進入するときの道路占用の許可は取られてまして、その際の条件として市道の破損等があった場合は転用行為者が直すということが付されております。で、それまでの進入路につきましては農道というところは確認が取れませんでした。
山北推進委員	農道がないということ。
五十嵐主査	農道がないというよりは、市が管轄する道路、市道の認定を受けている道路というふうに確認しております。
山北推進委員	分かりました。
会長	ほかにございませんか。 (質問・意見なし)
会長	ないようでございますので、農地法第5条第3項の規定による意見書を付け高知県知事に送付してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり)
会長	はい、そのように取り扱いをいたします。つづきまして議案第3号、南国市農用地利用集積計画について、下記のとおり申出がありましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、この計画で差し支えないか審議を願います。令和3年1月8日、南国市農業委員会、会長、武市憲雄。事務局説明をお願いします。説明の前に234号について議事参与の制限により武市忠雄委員の退室をお願いします。 (10番 武市委員 退室)
会長	234号を先に審議します。事務局。
藤田次長	議案第3号、南国市農用地利用集積計画について説明します。11ページの234号です。譲受人は68歳。申請地は大堀の田で、農地売買等事業により農業公社より買入れするものです。経営面積と価格については議案書のとおりで、取得後は水稻を作るといこと。以上、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条3項の各要件を満たしております。審議よろしくお願いたします。

会長	この件について質問はございませんか。 （質問・意見なし）
会長	ないようでございますので、承認してよろしいでしょうか。 （「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり）
会長	はい。そのように取扱いをいたします。 （１０番 武市委員 入室）
会長	つぎに受付番号２４５から２４８号、関連委員として垣内委員の退室を。 （１６番 垣内委員 退室）
会長	事務局よろしく。
藤田次長	１３ページの２４５号から２４８号までです。借人は一般法人のため、農地を適切に利用していない場合は契約を解除するという条件を付して、農地を借ります。申請地は２４５号から２４７号までは岡豊町小籠の田で、２４８号は片山の田。いずれも５年の賃借権を更新して水稻等を作るというものです。賃料は１０ａあたり１０,０００円を口座振込するというものです。従事日数など、基盤法第１８条３項の各要件を満たしております。審議よろしくをお願いいたします。
会長	事務局から説明がありましたが、これについてご質問、ご意見ございませんか。 （質問・意見なし）
会長	ないようでございますので、承認してよろしいでしょうか。 （「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり）
会長	はい。そのように取扱いをいたします。 （１６番 垣内委員 入室）
会長	ひきつづき、２５０号、濱田好典委員の退室をお願いします。 （１３番 濱田委員 退室）
会長	事務局説明をお願いします。
藤田次長	１６ページの２５０号です。借人は６１歳。申請地は岡豊町中島の田で、５年の賃借権を更新して水稻を作るというものです。賃料は１０ａあたり米６０kg相当の金額を口座振込するというものです。従事日数など、農業経営基盤強化促進法第１８条３項の各要件を満たしております。審議よろしくをお願いいたします。
会長	事務局より説明がございました。この件につきましてご質問、ご意見ございませんか。 （質問・意見なし）
会長	ないようでございますので、承認してよろしいでしょうか。 （「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり）
会長	はい。そのように取扱いをいたします。

	(13番 濱田委員 入室)
会長	つづきまして受付番号252号、鈴木委員退室をお願いします。
	(14番 鈴木委員 退室)
会長	事務局説明をお願いします。
藤田次長	17ページの252号です。借人は52歳。申請地は東崎の田で、5年の賃借権を更新してサツマイモ等を作るというものです。賃料は10aあたり米60kg相当の金額を現金で支払うというものです。従事日数など、基盤法第18条3項の各要件を満たしております。審議よろしく願いいたします。
会長	事務局より説明がございましたが、この件につきましてご質問、ご意見ございませんか。
	(質問・意見なし)
会長	ないようでございますので、承認してよろしいでしょうか。
	(「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり)
会長	はい。そのように取扱いをいたします。
	(14番 鈴木委員 入室)
会長	受付番号254号、山本委員退室をお願いします。
	(4番 山本委員 退室)
会長	事務局お願いいたします。
藤田次長	17ページの254号です。借人は57歳。申請地は十市の田で、3年の賃借権を更新して水稻を作るというものです。賃料は10aあたり10,000円を現金で支払うというものです。従事日数など、基盤法第18条3項の各要件を満たしております。審議よろしくお願いいたします。
会長	事務局より説明がございました。この件についてご質問、ご意見ございませんか。
	(質問・意見なし)
会長	ないようでございますので、承認してよろしいでしょうか。
	(「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり)
会長	はい。そのように取扱いをいたします。
	(4番 山本委員 入室)
会長	それでは残りの案件について、事務局説明をお願いします。
藤田次長	議案書7ページになります。ここからは農地中間管理事業のため、当日配付資料もあわせてご覧ください。221号です。当日配布資料は1ページになります。申請地は田村の田で、3年の賃借権を設定するものです。賃料は10aあたり10,000円を口座振込するものです。

222号です。資料は2ページになります。申請地は久枝の田で、5年の賃借権を設定するものです。賃料は10aあたり5,000円を口座振込するものです。

223号です。申請地は久枝の田で、5年の賃借権を設定するものです。賃料は10aあたり5,000円を口座振込するものです。

224号です。資料は3ページです。申請地は包末の田で、5年の賃借権を設定するものです。賃料は10aあたり10,000円を口座振込するものです。

次の225号から229号は関連案件のため、まとめて説明します。当日配付資料は4ページになります。もう1件関連した案件があります。議案書の12ページをご覧ください。12ページの236号が関連した案件になりますので、こちらも一緒に説明させていただきます。申請地は、すべて植田の田で、現在市農林水産課が進めているハウス園芸団地の整備区域になります。借人は、一般法人で、農地を適切に利用していない場合は契約を解除するという条件を付して農地を借ります。30年の賃借権を設定して、次世代型ハウスを建て、ピーマンを栽培するとのことです。236号については、露地でピーマンをつくりますが、将来的に農地の一部を農業用施設用地にする計画であるため、農業公社を通さずに直接利用権設定を行います。なお、農業用施設用地に用途変更する際は改めて手続きをとることになります。賃料については、議案書のとおりで、ハウスができてからは10aあたり80,000円を口座振込するというものです。こちらの案件については以上になります。

議案書8ページに戻りまして230号です。資料は5ページになります。申請地は廿枝の田で、5年の使用賃借権を更新するものです。

231号です。申請地は廿枝の田で、5年の使用賃借権を更新するものです。

232号です。資料は6ページになります。申請地は上野田、包末の田で5年の使用賃借権を更新するものです。以上が農地中間管理事業です。

次に11ページです。ここからは農地売買等事業になります。233号です。申請地は里改田の田で、農業公社が買い入れた後、担い手に売り渡されます。価格については議案書のとおりです。

235号です。譲受人は53歳。申請地は浜改田の田で、経営面積と価格については議案書のとおりです。取得後は水稻を作るということです。以上が農地売買等事業になります。

次に議案書12ページの237号と238号です。借人が同じためまとめて説明します。借人は25歳。申請地は十市の畑で、1年の賃借権を設定してネギを作るというものです。賃料は、237号は総額3,000円を、238号は総額4,000円を現金で支払うというものです。

	239号です。借人は37歳。申請地は立田の田で、2年4か月の賃借権を設定して水稻を作るというものです。賃料は10aあたり10,000円を口座振込するというものです。 240号です。借人は49歳。申請地は大埴の田で、3年の賃借権を設定してトマトを作るというものです。賃料は総額25万円を口座振込するというものです。 241号です。借人は61歳。申請地は片山の田で、4年11か月の賃借権を設定して水稻を作るというものです。賃料は10aあたり米60kgを物納するというものです。 242号です。借人は44歳。申請地は稲生の田で、5年の賃借権を設定して水稻を作るというものです。賃料は米30kgを物納するというものです。 243号です。借人は38歳。申請地は明見の田で、5年の賃借権を設定して水稻を作るというものです。賃料は米120kgを物納するというものです。 244号です。借人は28歳。申請地は前浜の田で、5年の賃借権を設定して水稻を作るというものです。賃料は10aあたり米60kgを物納するというものです。 次に議案書の16ページになります。249号です。借人は56歳。申請地は立田の田で、5年の賃借権を更新して水稻を作るというものです。賃料は8,000円を口座振込するというものです。 251号です。借人は54歳。申請地は上野田の田で、5年の賃借権を更新して水稻を作るというものです。賃料は10aあたり11,300円を口座振込するというものです。 253号です。借人は43歳。申請地は大埴の田で、5年の賃借権を更新して水稻を作るというものです。賃料は10aあたり米60kgを物納するというものです。以上、221号から254号まで従事日数など、基盤法第18条3項の各要件を満たしております。審議よろしく願いいたします。
会長	事務局より説明がございました。この件についてご質問、ご意見ございませんか。 (質問・意見なし)
会長	ないようでございますので、承認してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり)
会長	はい。そのように取扱いをいたします。以上で議案審議は終了いたしました。ひきつづき、その他に移ります。
その他事項 (1) 人・農地プランについて、(2) 農地パトロール報告会 (午後2時5分閉会)	

以上のとおり会議の次第を記載し、相違のないことを証するためこれに署名する

R3年2月8日

会 長

掛 市 義 雄

議事録署名委員

垣 内 育 男

議事録署名委員

松 岡 清

